

障害者総合支援法改正に伴う江東区自立支援協議会の運営について（案）

1 自立支援協議会に係る基本指針改正の概要（令和6年4月1日施行）

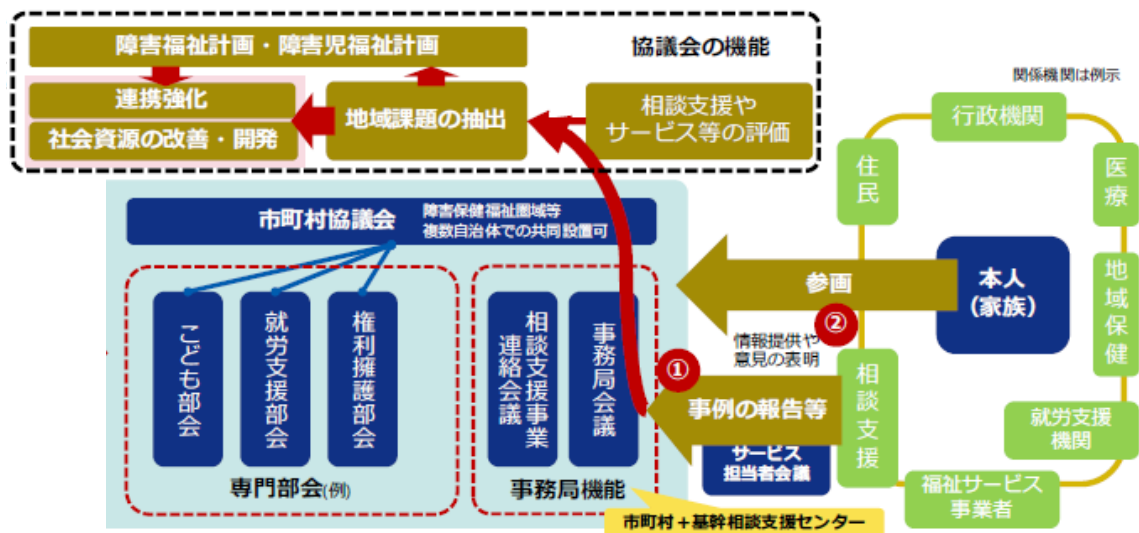
（１）協議会を通じた「地域づくり」（※）については「個から地域へ」の取組が重要。（法第89条の3第2項改正）

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

（２）協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

（３）個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

※協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



2 令和6年度以降の取組について

専門部会において行っている個別事例の検討を通して地域課題を整理し、全体会に議題として提出する。全体会において課題の解決に向けた、地域サービス基盤の整備について協議を行う。

裏面に続く

3 第1回部会長会における主な意見

令和6年6月10日（月）に第1回専門部会長会議を開催し、令和5年度第2回全体会資料を元に、地域課題の検討に向け、部会長会の内容や開催頻度について意見聴取を行った。

（1）部会長会の内容について

- ・各専門部会で個別課題を挙げて部会長会で検討し、全体会で話し合う
- ・各専門部会の課題を集積することに意味がある
- ・年度当初にテーマを決めて、各専門部会から意見を募る

（2）開催頻度

- ・各専門部会やWGの回数は部会長会の回数にこだわらず自由に行いたい
- ・開催月を明確にせず、開催回数だけ決める方向でもよい
- ・開催回数が多くても内容がないと効果がない

（3）開催場所や方法

- ・多くの時間は取れないため、ZOOM等対応を希望

4 今後について

検討内容や、活動頻度等を含めた今後の進め方について、他区の実施状況等も踏まえ、より具体的な整理を進める。